

令和 8 年度第 2 回（通算第 114 回）

セキュリティ・プランナー

講習案内（千葉会場）

開催日程 令和 8 年 5 月 27 日(水)～5 月 29 日(金)

※ 受講応募締切 令和 8 年 3 月 6 日（金）まで



一般社団法人 全国警備業協会

全国警備業協会認定資格制度

(セキュリティ・プランナー) の概要

1 セキュリティ・プランナーとは

一般社団法人全国警備業協会（以下「協会」といいます。）による資格認定登録を受け、協会認定セキュリティ・プランナーの名称を用いて、防犯・防災を主に、警備対象ごとの最適な安全を実現するためのプランを策定、提案、実行するスペシャリストです。

2 資格認定登録

セキュリティ・プランナーになるためには、次の要件を満たすことが必要です。

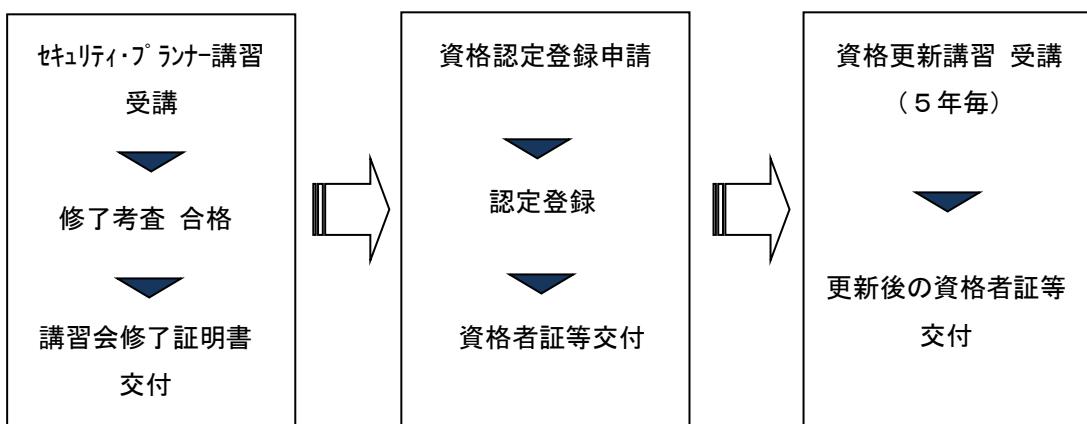
- ① 協会が行うセキュリティ・プランナー講習の全課程を受講し、当該講習の最後に実施される修了考査（試験）に合格すること。
- ② 講習会修了証明書（修了考査に合格したことを証する書面）の交付日から、1年以内に資格認定登録の申請を行うこと。

3 資格の更新

セキュリティ・プランナー資格認定登録の有効期間は5年間です。

有効期間が満了する前の1年間の間に資格更新講習を受講し、その課程を修了することによって資格認定登録の有効期間が更に5年間更新されます。

4 協会認定資格制度（セキュリティ・プランナー）の体系



5 資格者証等の交付

資格認定登録された方には、協会から「資格認定登録証」（証書型）及び「資格者証」（カード型）が交付されます。



<資格認定登録証サンプル>



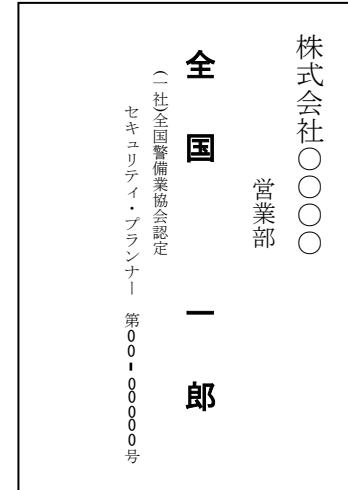
<資格者証サンプル>

資格認定登録され、資格者証等を交付された方は、登録の有効期間内において「(一社)全国警備業協会認定 セキュリティ・プランナー」の名称を使用することができます。

<名刺記載例>

株式会社○○○○
営業部
全国 一郎

(一社)全国警備業協会認定セキュリティ・プランナー 第00-00000号



また、セキュリティ・プランナー資格は、上位資格「セキュリティ・コンサルタント」講習を受講するために必要な要件となります。

セキュリティ・プランナー講習のご案内

1 講習の目的及び方法

セキュリティ・プランナーとしての役割を担うために必要な知識と技能を習得するため、講義及び技能実習を行います。

更に、一定レベル以上の知識と技能の有無を判定することを目的として、筆記の方法により修了考査を行います。

2 受講資格

学歴、職歴、業種、協会加盟の有無等の制限はありませんが、次の欠格事由に該当する方は合格しても資格者として登録されません。

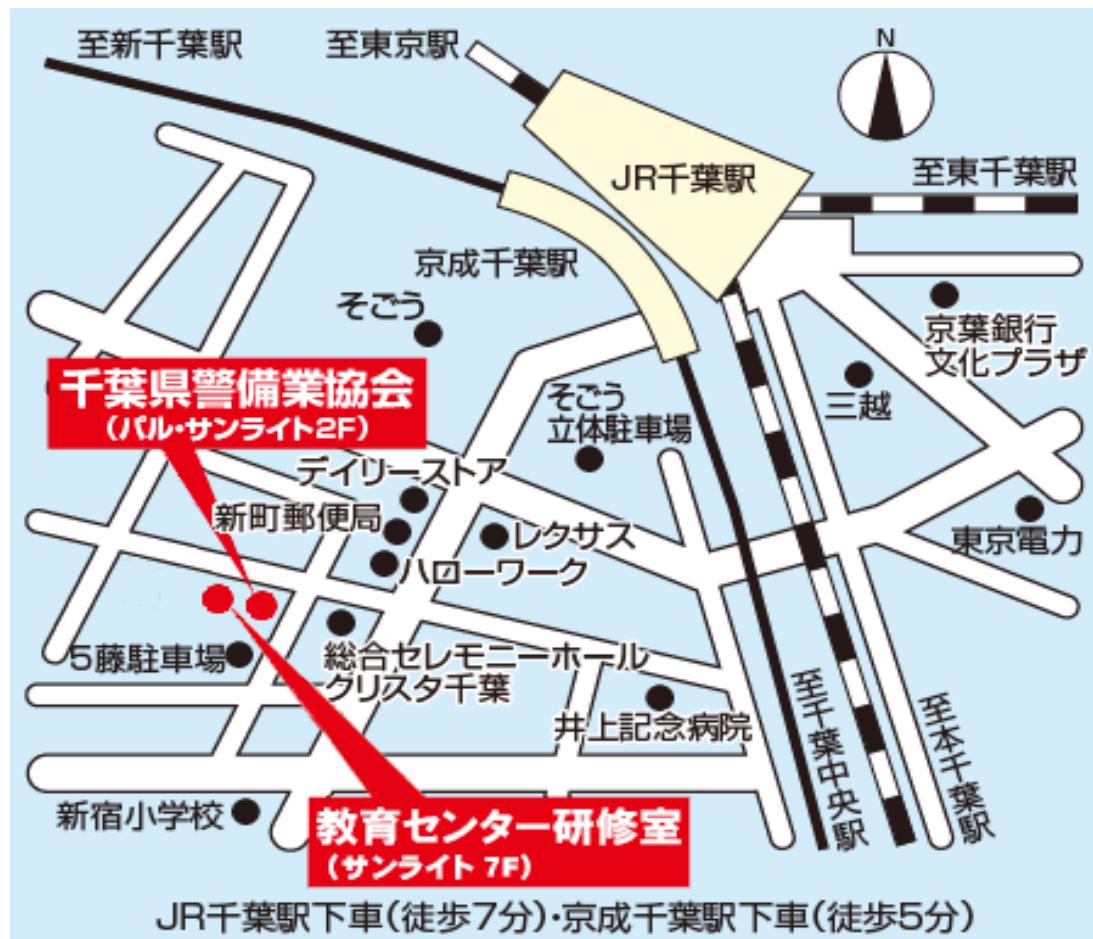
<欠格事由>

- a 18歳未満の者
- b 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- c 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は警備業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- d 最近5年間に、警備業法及び同法に基づく命令の規定等に違反し、又は警備業務に関し、警備業の要件に関する規則で定める重大な不正行為をした者
- e 集団的に、又は常習的に警備業の要件に関する規則第2条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- f 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しない者
- g アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- h 精神機能の障害によりセキュリティ・プランナー又はセキュリティ・コンサルタントの業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

3 開催日程、募集人数、会場について

	開催日程	募集 人数	会 場
千葉	令和8年5月27日(水)～ 5月29日(金)	40名	(一社)千葉県警備業協会 教育センター第一研修室 所在地：千葉市中央区新田町4-22 サンライト7F

(一社)千葉県警備業協会及び教育研修センター研修室 アクセス



4 受講料

受講料は、35,000円（税別）です。

講習に使用する教本代及び修了考査の受験手数料は、上記の受講料に含まれます。本講習は3日間にわたって実施され、最終日には修了考査が行われます。

5 講習時の宿泊及び食事について

受講料には、宿泊代及び食事代は含まれておりません。

講習期間中の宿泊を希望される方は、ご自身で会場近辺のホテル等をご手配ください。また、講習期間中の昼食等につきましては、昼休み（50分）の間に近隣の飲食店で済ませるか、弁当等をご持参ください。

6 受講希望申請手続きについて

当協会ホームページ (<http://www.ajssa.or.jp/>) の「教育事業について」のコーナーから、セキュリティ・プランナー「受講申し込みフォーム」に必要事項を入力して、受講希望申請をしてください。



① トップページ ⇒ (上段) 【教育事業について】をクリック



② セキュリティ・プランナー 詳細はこちら ⇒ 【受講申し込み】をクリック

今回の受講は【2回 (一社) 千葉県警備業協会】

統いて「基本情報」の入力、「書類送付先」をどちらにするかのチェックをする。

※書類送付先は、受講申込案内、教本等の送付先となります。



【確認する】をクリック

◎入力完了すると、ご自身が指定したメールアドレスに【受付完了】を通知するメールが自動配信されます。万が一、セキュリティの関係等でメールが届かない場合は全警協あてにお電話ください。（**03-3342-5823**）

◎応募締切は、**令和8年3月6日（金）24:00までの入力**といたします。

※ご注意

- 1) 受講希望申請の受付(一次応募)はホームページ「受講申し込みフォーム」からの入力のみとさせていただきます。協会あての電話連絡、FAXによる受付は行いません。
- 2) 「受講申し込みフォーム」にて入力した指定住所あてに、受講申し込み書類一式を郵送にてお送りいたします。ただし、受講を希望される方が多数の場合には抽選となります。
- 3) 抽選を行った場合、当選した方にのみ申し込み書類一式をお送りいたします。恐縮ですが、当選しなかった方への通知はいたしませんのでご了承ください。

7 講習カリキュラム（予定）及び合格基準 ※カリキュラムは、変更となる場合があります

	初日		2日目		3日目
1時限目	受付8:40～ 9:00～ オリエンテーション 9:20～ 9:50		1時限目 9:00～ 10:20 P69～P84、P134～P157		1時限目 9:00～ 10:20 技能実習 「道路工事/建築工事現場におけるプランニング」
2時限目	セキュリティ・プランナーの役割 10:00～ 10:50 PI～P16		2時限目 10:30～ 11:30 交通誘導警備業務の知識及びセキュリティプランニングの作成 P85～P89、P157～P172		2時限目 10:30～ 11:10 技能実習 「花火大会開催における広報文例の作成要領」
3時限目	セキュリティの契約及び警備業者の責任 11:00～ 11:50 P208～P293		3時限目 11:40～ 12:30 貨物輸送警備業務の知識及びセキュリティプランニングの作成 P69～P98、P172～P183		3時限目 11:20～ 12:00 技能実習 「スタジアムイベント開催における群集整列要領」
昼 休			昼 休		昼 休
4時限目	施設警備業務と保安警備業務の知識及びセキュリティプランニングの作成 12:40～ 14:30 P18～P41、P111～P122 P41～P47、P122～P125		4時限目 13:20～ 14:10 身辺警備業務の知識及びセキュリティプランニングの作成 P98～P110、P183～P206		4時限目 12:50～ 13:30 技能実習 「施設警備における巡回ルートの作成要領」
5時限目	新設学科講義「旬のテーマ」 サイバーセキュリティ、IoT 防災・BCP 高齢者・子供・女性 国際テロ 14:40～ 16:30		5時限目 14:20～ 15:10 技能実習 「交通誘導警備業務における事前確認事項」		5時限目 13:40～ 14:20 技能実習 「機械警備のセンサー配置図作成要領」
6時限目			6時限目 15:20～ 16:10 技能実習 「施設警備業務における提案事項」		14:40～ 16:20 技能試験 (100分間)
7時限目			7時限目 16:20～ 17:40 技能実習 「施設警備業務における勤務基準表の作成要領」		16:30～ 17:20 学科試験 (50分間)
8時限目	機械警備業務の知識及びセキュリティプランニングの作成 16:40～ 18:00 P48～P69、P125～P131				

※修了考査の合格基準は、技能試験： 正答率 80%以上（各設問毎に到達基準あり）
 学科試験： 正答率 80%です。

8 受講までのスケジュール

千葉会場開催（令和8年5月27日～5月29日）

受講スケジュール



9 資格認定登録の申請について

登録申請期限は、合格証明書の交付日から1年間です。

- (1) セキュリティ・プランナー資格認定登録手数料

5,000円（税別）

- (2) 資格認定登録申請要領

受講者の欠格事由に該当する場合は、登録を行いません。

登録申請に当たっては、欠格事由に該当しないことを証する書面の提出が必要です。具体的な申請要領については、修了考査で合格した方にご案内いたします。

以上